

## 北九州市環境ミュージアム管理要綱別表（第7条関係）の運用について

- 1 別表中の「展示室利用料金(4)」の市長が特に必要があると認めるときとは以下の項目とし、10割免除とする。
  - (1) 北九州市内の公立及び私立の小中学校の児童及び生徒が学校教育の一環として当該小中学校教員引率のもと入場するとき。
  - (2) 北九州市内の学校教育者が教育活動の一環として入場するとき。
  - (3) 北九州市内の幼稚園又は保育園における教諭又は保育士が、保育活動の一環として入場するとき。
  - (4) 公共機関に属する職員等が公用のため入場するとき。
  - (5) 報道関係者が報道活動のため入場するとき。
  - (6) 北九州市が発行する招待状を所持した者が入場するとき。
  - (7) 福岡市シルバー手帳又は下関市健康手帳持参者が入場するとき。
  - (8) 北九州市内の子供会が当該活動の一環として入場するとき。  
但し、子供会連合会等公共的団体に属しているものに限る。
  - (9) 北九州市社会福祉協議会、北九州市立市民センター及び児童館等（学童保育クラブを含む）が主催事業で入場するとき。
  - (10) 公共機関に属する団体等が環境についての国際研修の一環として入場するとき。
  
- 2 別表中の「その他利用料金(2)」の市長が特に必要があると認めるときとは以下の項目とし、10割免除とする。ただし、第1号から第8号については、体験型環境学習事業は適用せず、また、第9号については、体験型環境学習事業のみ適用する。
  - (1) 北九州市内の公立及び私立の小中学校の児童及び生徒が学校教育の一環として当該小中学校教員引率のもと利用するとき。
  - (2) 北九州市内の学校教育者が教育活動の一環として利用するとき。
  - (3) 北九州市内の幼稚園又は保育園における教諭又は保育士が、保育活動の一環として利用するとき。
  - (4) 公共機関に属する職員等が公用のため利用するとき。
  - (5) 環境保全活動市民団体として登録している者が当該活動の一環として利用するとき。
  - (6) 北九州市内の子供会が当該活動の一環として利用するとき。  
但し、子供会連合会等公共的団体に属しているものに限る。
  - (7) 北九州市社会福祉協議会、北九州市立市民センター及び児童館等（学童保育クラブを含む）が主催事業で利用するとき。
  - (8) 公共機関に属する団体等が環境についての国際研修の一環として利用するとき。
  - (9) 報道、出版社、旅行会社等が取材等のため利用するとき。